

平成 23 年度第 2 回門真市国民健康保険運営協議会要点録

開催日時 平成 23 年 11 月 7 日（月）午後 2 時から

開催場所 第 3 会議室

議題 報告案件 ①平成 23 年度決算について  
②門真市国民健康保険事業収支改善計画（第 1 次改訂版）について  
③その他

出席者 公益を代表する委員  
宮本 一孝  
後藤 太平  
日高 哲生  
平岡 久美子

保険医又は保険薬剤師を代表する委員  
寺西 強  
西川 覚  
松下 繁  
井垣 雄子

被保険者を代表する委員  
堀川 豊司  
川中 仲文  
勝川 貴美子  
中道 富佐子

被用者保険等保険者を代表する委員  
三好 一裕

欠席者 長井 輝臣  
事務局側出席者 園部市長  
市原市民部長  
内田市民部次長

阪下保険年金課長、山田保険収納課長、影林賦課G長、  
保坂保険年金課主任、木本管理G長、松岡医療G長、  
浅田滞納整理G長、高橋収納G長

事務局 : (進行役挨拶)

会 長 : (挨拶)

事務局 : (委員紹介)

会 長 : (会議開催挨拶)

市 長 : (挨拶)

会 長 : 報告案件、(1)平成23年度決算について事務局に説明を求める。

事務局 : 報告案件の説明

委 員 : (意見なし)

会 長 : 報告案件(2)門真市国民健康保険事業特別会計収支改善計画(第1次改訂版)について事務局に説明を求める。

委 員 : 特定健診、特定保健指導の平成22年度の確定数字は。

事務局 : 平成22年度門真市特定健診受診率31.1%、特定保健指導実施率14.1%です。

委員 : 最近、高齢者専用住宅いわゆる高専賃を舞台にした医療費の不正請求が大阪市内、特に生活保護の多い門真市、守口市が心配、懸念されている。

会長 : 高専賃は今の門真でどのくらいあるのか。

事務局 : たぶん門真市内では、高専賃はなかったかと思う。しかし、摂南の里の前に建築中の建物が初めての高専賃になるかと思っている。

委員：保護課では、門真に3件あると聞いている。

会長：高専賃は確か、制度自体がなくなって、高齢者専用サービス住宅として、一体化になるのではないのか。

事務局：この10月20日に高専賃の登録制度がなくなった事は聞いている。

今、会長がいわれたように、何か新しい登録制度ができたというのは聞いている。

会長：今、貧困ビジネスなどの事案はあるのか。

事務局：保護課では今、対策本部等いろいろ立ち上げているので、そういう貧困ビジネスにつきましては、その情報をしっかり持っているかと思う。まだ、詳しいところまでは私どもには、新しい情報は入っていない。

委員：高専賃を舞台にした医療費の不正請求が将来的に、看取りということを含めて、近い将来、国保でも問題とならないのかと危惧する。

委員：国保の医療費通知について、実際、本人が病院にいつ、何回目かなど若干のずれがあることがある。本人が内容を確認するような通知文にすれば、不正請求を防ぐことができるのではないか。

事務局：医療費通知につきましては、年6回通知しており、実際、ご本人からの通知内容と違うことも相談を受けることもある。また、それに対して大阪府の審査機関とも連携を取り、不正受給を防ぐために、今後とも推進してまいります。

委員：今朝の新聞で、国保料を生活保護者から徴収する地域もあるようだが、門真市の場合はどうか。

事務局：生活保護を受給されれば、国保から脱退していただく形になるので、新しい保護を受けられている期間について賦課は発生しません。ただし、以前、国保を受けられていた間に滞納が残っている方につきましては、実際、生活保護を受けられていたら保護費というのは生活のためのお金になりますので、それを無理やり滞納分徴収することはできませんけれども、ただ、残っていることにつきましては告知させていただいて納付、もしできるのであれば協力をお願いはしている。

委員：医療費については、いつも保護が抱える適正化ということが上がっている。適正

に適正な医療を提供するために使うということが原則だと思う。ただし、今、生活保護等を中心に非常に不適切な請求の仕方をしているものも確かにいる。我々門真市で三師会が一つになって協力して、不適切な医療、特に在宅医療がまかり通らないように、地元の医療関係者でスクラムを組み、その試みをしっかりとやっているところで、在宅医療あるいは高専賃が即、非常に悪の温床になっているということでは決してない。我々は、患者さんのニーズにしたがって適切な正しい在宅医療、それも質を確保した在宅医療を提供するため、いろいろな努力をしている。

今、現実問題として、生活保護受給者が非常に急増して、非常に問題になっている。医療費についても全部補助され、必要な方に必要な医療を提供するのは非常に重要なことです。ただ、現状は、生活保護受給者の医療費に対する費用負担感が全く欠如していることがある。やはり医療にかかるには、ある程度のコスト意識を持って、そのひとつの対策として、ある一定額を負担すること、一つの案としては、国保の保険料を保護費の中を含める、あるいは保護費の中から国保の被保険者として負担する考え方もあると思う。門真の国保では、検討する考えはないのか。

事務局：国保制度の皆保険制度と生活保護制度との制度そのものが違っており、精査されなければならないのかと思います。

委員：生活保護費の中に保険料を支給して、一般の国保の方と同じような立場で受診するのも一つの考え方と思う。検討いただきたい。

事務局：被保護者の方に一定負担していただいて、医療費負担感を持っていただくことも結構かと思うが、今の国保制度の中で保護を受けている被保護者は被保険者としな  
いとなっており国民健康保険法が改正されない限りは、むずかしいと思う。

会長：毎日新聞の記事とだいたい同じ請求の件ですね。

事務局：記事の内容は、国保に入っていた方が生活保護に移られた後に、国保の滞納分について請求している市町村があり、厚生労働省としては、好ましくないと考えておりますが、実際、国の指針が示されておらず、徴収する市町村がいくらかあるとしています。

会長：先程の負担感が無いということになれば、抑制が利かなくなってしまうことが一番大きな問題です。生活保護費の大半、半分ぐらいが医療費になるから、その抑制を逆にいえば、患者側よりどちらかといえば医療関係者の方で適正化を図ってもらえなければ、患者の方ではなかなか判断しにくいのが実態と思う。

委員：具体的に重複受診とか、頻回受診とか、特に最近話題になっているのは、抗精神薬等の多重投与で、問題になって我々も問題意識を持っているが、多重受診、頻回受診の問題もあり、門真市国保の場合はその現場の事情を理解しており、その情報を実際、主治医と相談して行うが、しかしながら個人情報であることから、医療の適正化は本当に必要だが難しい。

会長：保護課からの情報提供は適切になされているのか。抗精神薬などを大阪市内で売りさばく実例があるが、そのような悪徳なケースは門真ではまだ少なく、聞かないようだが実態や事案としての実例はあるのか。

事務局：保護課との実態的な事案は、掌握しておりません。

会長：レセプトのチェックを保護課などで行っているが、実情に応じた実態を医療関係者にバックし、実態的な便宜を図っていただくように、保護課に要望があったことを伝えて欲しい。

会長：国保も生活保護もあわせて広域化で対応して行かないといけない。厚労省や府に適切な対応を、市は市だけの問題だけでなく、府と併せて考えてもらうように働きかけていきたい。

委員：門真市国民健康保険事業特別対策本部を立ち上げているが、今後についてコールセンター、コンビニ収納システム、国税OB職員を配置して、これ以外を対策本部は行うのか。

事務局：対策本部につきましては、国保事業の運営そのもの自体に係わることに關しての審議を行っている。この事業とはまた別の対応したことも対策本部で審議を行う。

委員：もう少し詳しく

事務局：特別対策本部につきましては、コールセンターや国保事業そのものにかかわるものを審議しています。

会長：実態的には、特別に別枠であるわけではないのか。

事務局：委員につきましては、副市長を議長として、各所属部長の出席の下で決定して

います。

会長：実際問題として、もう少しで収納率が府の平均に近づいてくる中で、府の平均以上の目標に掲げているが、実現可能性に向けて具体的な方策を真剣に考えておかないと結果として上げ止まりにしてしまうと思う。今後の収納率が90%近くになってきたときは収支改善の数値がもう少し変わってくるのかと思うが、そこがどの程度かみ合うのかと思っているがどうか。

事務局：今回の収支改善につきましては、目標収納率が90になる形で、まず、目標収納率を掲げている。この目標収納率を達成した形で収支見込みを組んでいるので、もしこの収納率が達成できなければ今後逆に収支が変わってくる可能性はある。今回色々な収納率向上に向けての対策をやっているが、門真市の収納率対策は、府内の中でも先頭を走っている状況で、手元の資料で平成20年度の各府の収納率対策に掲げる事業について、大阪府が掲げている34ある収納率対策で、平成20年度中に各市町村がどのくらい収納率対策を行っているのか、門真市が行っている項目がこの中で25あります。この25は、平成20年度ですのでこれから何個か増えているが、この25は府内でも1番です。一つ下が寝屋川の24です。なかなか次に何ができるのかなというところになって来ています。以前、この場で話がありました口座振替、一定口座振替をしている方には、何年間かインセンティブを与えるためになにかしたらどうかとの御提案を頂いており、平成22年度に事業計画で3年間口座振替をしている方に1%の報奨金をつけさせてもらおうとする事業計画を上げたが、今回23年度の事業計画ではとおることができませんでした。24年度においても上げることは断念した。今後口座振替について門真市の中では振替率が低いことで何らかの口座振替を上げていくような対策は必要かと思っている。今後、85も目前となり、85を超えた以降87、88、目標の90とだんだん上げるのが難しくなるが、口座振替などで何か考えたいと思います。

会長：一定やはり難しくなると思うので、インセンティブをうまく引き出して、それにより、事務費等の歳出の部分の抑制につながると思うので、是非、検討いただきたい。

委員：最近テレビでも特に大々的に言われている高齢者の肺炎球菌ワクチン、これの行政向けの、そろそろデータとしてまとまりつつある。やはりこれから高齢化が進むと、周辺自治体の状況を考えてみてもやはりこれからは、一考されるべきかと思う。是非検討していただきたい。

事務局：肺炎球菌ワクチンにつきましては、一般市民の方、全体的に関するもので健康増進課など、他の部署と国の国庫補助を受けられることなどで今後考えてまいりたい。

会長：ほかにご意見はございませんか。

ないようですので、以上で本日の会議は終わりとさせていただきます。長時間にわたり貴重な、ご意見等賜りましてありがとうございます。

今後ともよろしく、ご協力の程お願い申しあげまして、協議会を閉会させていただきます。

以上の会議要点録に相違なきことを証するためにここに署名する。

運営協議会会長

宮本 一孝 ㊞

保険医又は保険薬剤師を代表する委員

寺西 強 ㊞

被用者保険等保険者を代表する委員

川中 仲文 ㊞